

愛知自治体一般労働組合 徳川美術館分会 ニュース

発行者 愛知自治体一般労働組合 徳川美術館分会
〒462-0845 愛知県名古屋市北区柳原三丁目7番8号
TEL<052>916-2251 FAX <052>916-2308

URL <http://jaichitokugawa.wix.com/jaichitokugawa>
Eメール: jaichitokugawa@gmail.com

10月28日 労働審判結審 未だ措置無し

管理部長から「食事や旅行に誘われ、運転する車に強引に同乗され」「誘いを断ると『業務命令だ』『セクハラに付き合えばボーナス十万円アツブ』などと言われた」女性たちが労働審判を申し立て。28日財団が「ハラスメントと受け取られる行為があったことを事実上認め」調停が成立した。

- 1 相手方は申立人らに対して、相手方管理部長の申立人らに対する言動は、職員間の融和を目的とするものではあったものの、申立人らにおいて一部ハラスメント行為と受け取られることを真摯に受け止め、遺憾の意を表明する一方、申立人らは本件に関して、相手方の申立人らに対する損害賠償義務がないことを確認し、申立人らには、その余の請求を放棄する。
- 2 相手方は、申立人らが本件申立てに及んだことをふまえ、よりよい職場環境を構築するために、ハラスメント行為防止のための再講習、人材の再配置などの具体的な施策を講じる。
- 3 申立人ら及び相手方は、申立人らと相手方との間には、本件に関し、本調停条項に定めるものほかない何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 4 手続費用は、各自の負担とする。

管理部長から「食事や旅行に誘われ、運転する車に強引に同乗され」「誘いを断ると『業務命令だ』『セクハラに付き合えばボーナス十万円アツブ』などと言われた」女性たちが労働審判を申し立て。

調停条項

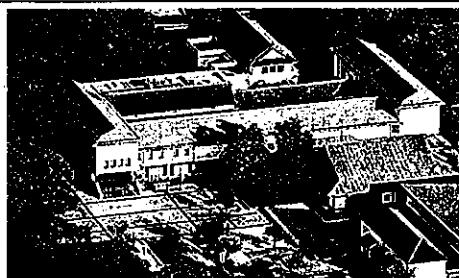
- 1 相手方は申立人らに対して、相手方管理部長の申立人らに対する言動は、職員間の融和を目的とするものではあったものの、申立人らにおいて一部ハラスメント行為と受け取られることを真摯に受け止め、遺憾の意を表明する一方、申立人らは本件に関して、相手方の申立人らに対する損害賠償義務がないことを確認し、申立人らには、その余の請求を放棄する。

これまで財団は管理部長によるハラスメント行為について、全く調査をしないまま「事実無根」として隠蔽とも取れる態度をとり続けたため、申立人の女性は、このままだと泣き寝入りになるとして、提訴に踏み切りました。仮に意図的でなかつたにせよ、複数の女性に不快な思いをさせ続けた行為に全く疑問を感じない管理部長と、それをかばい続けたため、申立人の女性は、このままだと泣き寝入りになるとして、提訴に踏み切りました。

そのため、裁判所による調停文書によつて事実上名指しで行為認定され、財団が謝罪の意を示すことに、上記内容によつて調停合意しましたが、財団はこの事実関係を職員に説明するにとなく、独自の条項解釈による文書（裏面）をホームページに掲載し、しかも現時点においても何ら申立人に対して職場での配慮や、直接の謝罪もないまま放置し続けています。

外部に対する体面だけを気にして、責任の所在を曖昧にした上、対応を放置し、職員への説明責任すら果たさない事態は、もはや組織の躰をしていません。組合は第一回の団体交渉において、この事態の対処を強く申し入れました。それでもなおかつ、財団がこの以上の不作為を続けるならば、組合は新たな争点としてこの問題を追及していきます。

(第3種郵便物認可)



運営する財団と女性職員側の間で調停が成立した徳川美術館。名古屋市東区で本社へり「おおづる」から

上認め、女性職員側は損害賠償の請求を放棄した。

運営する財団と女性職員側の間で調停が成立した徳川美術館。名古屋市東区で本社へり「おおづる」から

上認め、女性職員側は損害賠償の請求を放棄した。

運営する財団と女性職員側の間で調停が成立した徳川美術館。名古屋市東区で本社へり「おおづる」から

上認め、女性職員側は損害賠償の請求を放棄した。

運営する財団と女性職員側の間で調停が成立した徳川美術館。名古屋市東区で本社へり「おおづる」から

上認め、女性職員側は損害賠償の請求を放棄した。

運営する財団と女性職員側の間で調停が成立した徳川美術館。名古屋市東区で本社へり「おおづる」から

上認め、女性職員側は損害賠償の請求を放棄した。

徳川美術館セクハラ認める

中日10/29

運営財団、職員と調停成立

管理部長はハラスメント行為を全否定していた。職員側の代理人弁護士による

セクハラ問題で調停が成立した。一連の騒ぎで財団内

が割れ、来年の開館八十周年に向けた企画展の準備や

運営が懸念されている。

徳川美術館を運営する名古屋市東区の徳川美術館で男性管理部長(50)か

らセクハラなどを受けたとし、女性職員一人が運営する財団法人「徳川黎明会」(東京都豊島区、徳川義崇会長)に計四百万円の

損害賠償を求めて名古屋地裁に申し立てた労働審判は二十八日、調停が成立した。財団側はハラスメント

(嫌がらせ)と受け取られ

たが、調停が成立したこと

を認め、女性職員側は損害

賠償の請求を放棄した。

財団の不誠実。 無神経な見解

徳川美術館のホームページ

徳川美術館をご支援いただいている皆様へ

拝啓、皆様におかれましては、日ごろから徳川美術館の活動にご支援、ご協力いただき大変感謝申し上げます。

本年6月に加えて10月29日に再び、美術館に係る事実に反した不名誉な報道がなされ、皆様のお心を痛めるような状況が続きましたことを深くお詫び申し上げます。

当該記事で言及されていた名古屋地裁での労働審判は、10月28日、当事者双方の合意が成立して終了いたしましたので、慎んでここにその旨ご報告申し上げます。

本労働審判では、申立人たる女性職員ならびに女性有期契約従業員から、徳川黎明会に対して、徳川美術館内でのハラスメント行為を放置していたという職場環境配慮義務違反があつたとして、使用者責任としての不法行為に基づく

行為があつたことは到底認めることはできず、従つて職場環境配慮義務違反は存在せず、使用者として何ら責任はない

旨を主張してまいりました。

徳川黎明会としては、問題となるような不法行為があつたことは認めることはできず、従つて職場環境配慮義務違反は存在せず、使用者として何ら責任はない

旨を主張してまいりました。

本労働審判では、申立人たる女性職員ならびに女性有期契約従業員から、徳川黎明会に対して、徳川美術館内でのハラスメント行為を放置していたという職場環境配慮義務違反があつたとして、使用者責任としての不法行為に基づく行為があつたことは到底認めることはできず、従つて職場環境配慮義務違反は存在せず、使用者として何ら責任はない

労働審判では、双方から提出された主張や証拠を踏まえて審理が為されました。不法行為に当たるようなハラスメントや使用者責任、職場環境配慮義務違反があつたとは言えず、徳川黎明会に対する申立人の上記損害賠償請求権はないことが確認されました。また徳川黎明会としてはかかる事態が発生したことを真摯に受け止め、より良い職場環境構築に務めること、などの内容を盛り込んだ裁判所による調停が成立したものでした。

従つて労働審判にて「管理部長のハラスメントを認めた」という10月29日の報道は、全く事実に反するものです。一方の主張する不法行為を裁判所が認めなかつた結果、当方に損害賠償義務がないことが確認され、結果として申立人側は損害賠償請求を放棄せざるを得なかつたものであり、報道にあるように謝罪とひきかえに放棄したものではありません。

徳川黎明会としては、不法行為と誤解した上記従業員が、相談のために予め備えられている内部通報手続等を経ることなく、その誤解を解こうとしたまま突然に労働審判に訴えると共に、外部の報道機関に対して公表し表明するに

至つてしまつた経緯を重く受けとめています。今後は、

本件を教訓にして、より良い職場環境をつくりに邁進してまいります。

他方、今回的一方的な報道で受けた興味本位の目に対して説明を十分に尽くしご理解を得ることは、容易ならざるものがあることも承知しております。そのことによつて尚し

ばらくは徳川美術館を支援してこられた皆様のお心を痛め

るやもしれないことを、なによりも申し訳なく存じ、改め

てお詫び申し上げる次第です。

徳川黎明会としましては、日々の展示普及活動等の積み重ねによって、美術館の本当の姿を一人でも多くの方に御認識いただけるよう、役職員一同本来の職務を果たしてまいります。どうか御期待のとて、引き続き徳川美術館をご支援くださいますようにお願い申しあげます。

平成26年10月30日

公益財団法人 德川黎明会
会長 德川 義崇

敬具

六月十二日付
の中日新聞朝刊
社会面に躍った
『徳川美術館部長セクハラ』の三段見出しは、
斯界の話題をさ

らつた▽「人の噂も七十五日」の諺どおり、雀たちも忘れていた十月二十九日付の同新聞に『徳川美術館セクハラ認める』の三段見出しあつたかもしかの誤解はあつたかもしかないが、損害賠償は発生しないことなので、不法行為はなかつたものだと理解している」とある。損害賠償請求を放棄した女子職員側

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)

下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)
下記の通り、コメントが茶華道ニュースで掲載されました。

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11